

令和5年度 秋田県総合食品研究センター不正防止計画

「秋田県総合食品研究センターにおける公的研究費の管理・監査に関する規程」の第7条に基づき、不正防止対策を次のとおり計画的に実施する。

(基本方針)

第1条 秋田県総合食品研究センター（以下「総食研」という。）は、公的研究費の不正使用の防止に係る業務を適切かつ円滑に実施するため、不正防止対策の基本方針を次のとおり定める。

(1) 研究員及び事務職員は、公的研究費の不正使用が、総食研のみならず、県政運営に深刻な影響を及ぼすものであることを認識の上、その執行にあたらなければならない。

(2) 最高管理責任者は、不正防止計画を率先して行い、その進捗管理に努めるものとする。

2 総食研は別紙1に定める不正防止組織を編成し、別紙2に定める年間実施計画に沿って不正防止対策を実施するものとする。

(不正の発生要因)

第2条 コンプライアンス推進責任者、グループリーダー及び班長（以下「管理者」という。）は、次に掲げる事項を不正の発生要因と認識し、これを注意するとともに、必要に応じて構成員と情報共有を行う。

(1) 執行に関する決定手続がなされていないこと

(2) 予算執行の事業終了期等特定の時期への偏り

(3) 公的研究費が複数集中している研究

(4) 仕様の決定、発注、契約、検収及び支払いに対するチェックが不十分

(5) 同一の研究者における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定のグループのみでしか取引実績のない業者や特定のグループとの取引を新規に開始した業者への発注の偏り

(6) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分

(7) 検収業務やモニタリング等の形骸化（現物確認の不徹底等）

(8) 出張の事実確認等の証拠が不十分（復命書の不存在等）

(9) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境

(10) 当初計画に比較して著しく遅れている研究

2 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、前項の不正の発生要因のほか総食研の実態に即して不正の発生要因を分析し、必要に応じて不正の発生要因の見直し等を行う。

(不正防止計画の実施)

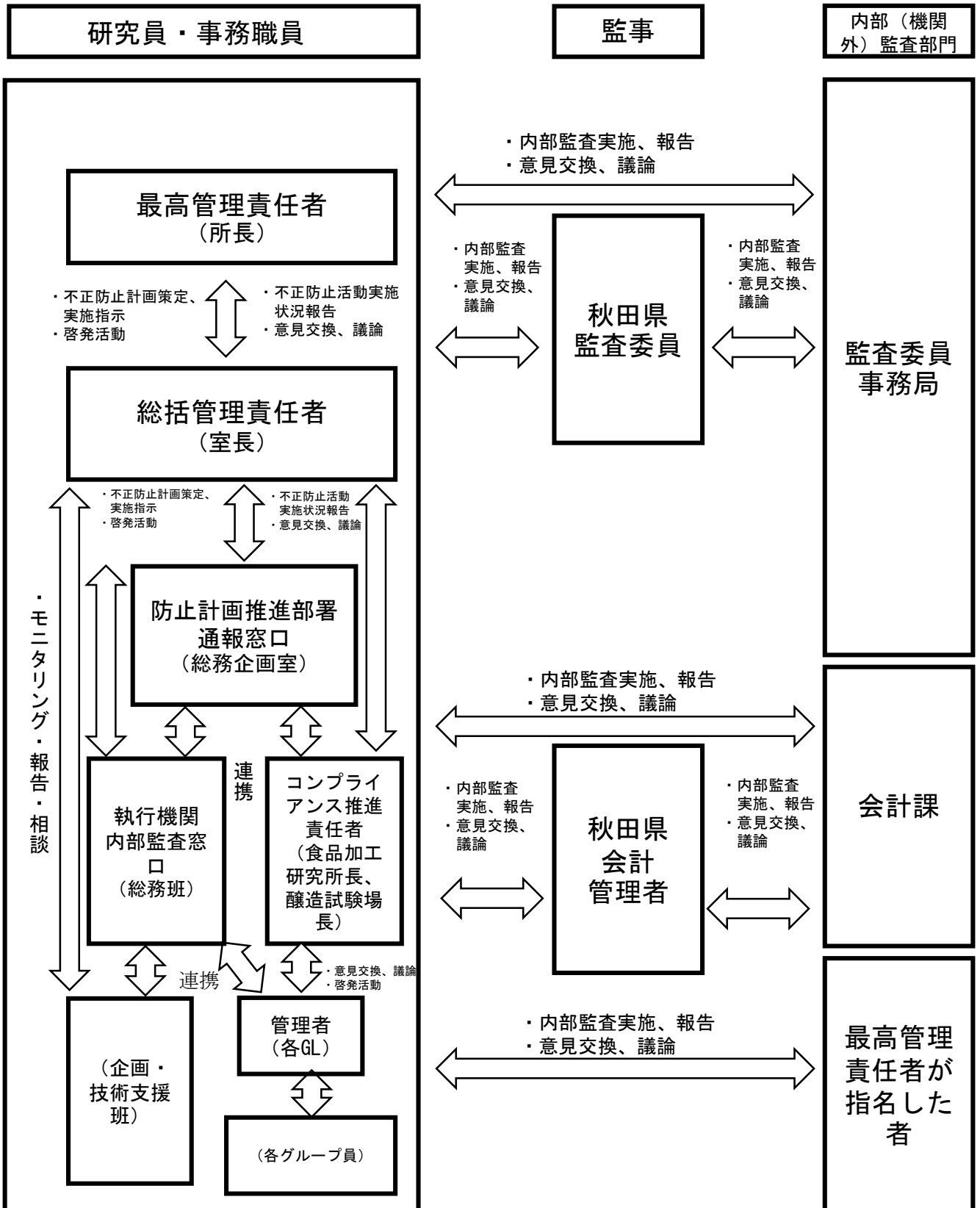
第3条 管理者は、前条の要因を考慮し次の管理活動を行う。

- (1) 研究員及び事務職員が行う要綱第8条の事務処理手続き等が適切になされていることに常に注意を払うものとする。
 - (2) 前項の活動によって研究の進捗及び予算の執行状況を検証するとともに、研究計画と実態に齟齬がないか確認する。
 - (3) 当初計画に比較して研究の進捗及び予算執行が著しく遅れている場合は、研究手法等に問題がないか確認するほか、予算が繰越可能な制度の積極的な利用や予算の返還による不利益が生じないことの周知徹底など問題の改善策を講ずるものとする。
 - (4) 第2号の検証及び確認を行う場合においては、物品等の検査、物品等の納入業者からの聞き取り、出張に係る面談の相手方からの聞き取りなどの必要な手段により行うことができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の対策の推進をとおり、必要に応じて、不正の発生要因を排除するため、統括管理責任者に対して事務処理手続き、決裁手続き及び所内規定・規則等の見直し及びその他の措置を行わせるものとする。
 - 3 統括管理責任者は、研究テーマに応じた予算執行の財源の特定を行うとともに、その執行状況を把握するなど、研究員及び事務職員との予算執行に関する情報共有を推進する。
 - 4 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、第1項の不正防止計画の実施の状況を確認するとともに、優先的に取り組むべきものや様々な状況変化に対して定期的に 監事と意見交換し、不正防止計画の見直し等を行う。
 - 5 前項の規定に基づき、統括管理責任者が実施する不正防止計画に関する事務を所掌する防止計画推進部署は、総務企画室とする。

【資料】

(別紙1) 秋田県総合食品研究センター不正防組織

(別紙2) 秋田県総合食品研究センター不正防止活動年間実施計画



対象者等	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
最高管理責任者	<div data-bbox="368 256 572 324">不正防止計画策定指示</div> <div data-bbox="368 334 572 401">不正防止啓発活動</div>		<div data-bbox="878 256 1086 324">不正防止啓発活動</div>	
総括管理責任者	<div data-bbox="368 430 572 498">不正防止計画策定指示</div> <div data-bbox="368 508 572 575">不正防止講習会開催指示</div>			<div data-bbox="1135 430 1343 498">不正防活動状況取り纏め指示</div>
防止計画推進部署	<div data-bbox="368 604 572 672">不正防止計画策定</div> <div data-bbox="368 681 572 749">不正防止講習会準備・開催</div>			<div data-bbox="1135 604 1343 672">不正防活動状況取り纏め</div>
全研究員・事務職員共通	<div data-bbox="368 778 572 846">不正防止計画周知</div> <div data-bbox="368 855 572 923">不正防止啓発周知</div> <div data-bbox="368 933 572 1000">不正防止講習会受講</div>		<div data-bbox="878 778 1086 846">不正防止啓発周知</div>	
内部監査	<div data-bbox="368 981 572 1049">監査委員監査</div>			<div data-bbox="1135 981 1343 1049">会計事務検査</div>
コンプライアンス推進責任者	<div data-bbox="368 1087 572 1155">不正防止講習会開催(講師)</div> <div data-bbox="368 1164 572 1232">研究活動モニタリング(研究計画)</div>	<div data-bbox="622 1087 831 1155">不正防止啓発活動</div>	<div data-bbox="751 1164 959 1232">研究活動モニタリング(中間報告)</div>	<div data-bbox="1135 1087 1343 1155">不正防止啓発活動</div> <div data-bbox="1135 1164 1343 1232">研究活動モニタリング(年度報告)</div> <div data-bbox="1135 1242 1343 1309">不正防活動状況把握</div>
管理者	<div data-bbox="368 1416 572 1483">研究活動モニタリング(研究計画)</div>	<div data-bbox="622 1338 831 1406">不正防止啓発周知</div>	<div data-bbox="751 1416 959 1483">研究活動モニタリング(中間報告)</div>	<div data-bbox="1135 1338 1343 1406">不正防止啓発周知</div> <div data-bbox="1135 1416 1343 1483">研究活動モニタリング(年度報告)</div>
グループ員	<div data-bbox="368 1590 572 1657">研究活動研究計画</div>	<div data-bbox="622 1522 831 1590">不正防止活動実施</div>	<div data-bbox="751 1590 959 1657">研究活動中間報告</div>	<div data-bbox="1135 1522 1343 1590">不正防止活動実施</div> <div data-bbox="1135 1599 1343 1667">研究活動年度報告</div>